

せんだい環境学習館たまきさんサロン

令和5年度サロン講座実施要項

1. 趣旨

地球温暖化をはじめとする環境問題の解決には、私たち人間が地球環境へ様々な負荷をかけていることに気づき、一人一人が環境を考えた暮らしを実践する必要があります。誰もが自由に集い、学び合うことで、行動の輪を広げることを目的に、サロン講座を開催します。

2. 概要（仙台市企画講座／オープンサロン講座）

環境に関する幅広い分野について学び、また、新しい交流が生まれるよう、せんだい環境学習館たまきさんサロン（以下「サロン」という。）では、以下の2種類の講座を開催します。

(1) 仙台市企画講座

環境に関する最新の研究成果や技術等の専門知識を、分かりやすく学べる環境講座を仙台市が企画・開催します。

(2) オープンサロン講座

環境に関する知識や技術を有する方や団体を講師として募集し、講座を開催していただきます。原則として、過去に公共施設等での類似実績がある方（団体）に限ります。

3. 対象となる分野・内容

自然環境や生活環境のほか、再生可能エネルギー、生物多様性、食文化、歴史民俗学、リメイク術など、環境に関する幅広いテーマを対象とします。

4. 会場

会場は、原則サロン内としますが、屋外の活動を伴う場合等はこの限りではありません。

5. 講座の実施方法

(1) 仙台市企画講座

- ①仙台市にて講座テーマの検討を行いつつ、大学教授やNPO団体等に講師を打診します。
- ②講座企画書を作成し、開催決定及び講師依頼を行います。
- ③市政だより等で講座開催を案内し、郵送、ファックスまたはEメールで申込を受け付けます。
- ④応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、申込者に受講決定の旨を連絡します。
- ⑤講座実施後、仙台市が講師に6に定める謝礼金を支払います。

(2) オープンサロン講座

- ①講座開催を希望する方（講師希望者）は、「オープンサロン講座開催希望届（様式1）」を開催希望日の3か月前までに、サロンへ提出します（提出方法は原則持参）。
- ②仙台市が講師希望者にヒアリングを行い、開催の可否を判断し、「オープンサロン講座開催承認通知兼講師依頼書（様式2）」または「オープンサロン講座に係る不承認通知書（様式3）」を講師希望者へ送付します。

※ なお、講座内容が以下に該当する場合は、開催を認めません。

- A 講座内容に公益性が乏しいと判断される時
- B 講座内容が特定の個人や団体の主義及び主張に基づくと判断される時
- C 特定の個人や団体の営利を目的とする時
- D 講座内容が公の秩序を乱すおそれがある時
- E 管理上支障を及ぼすおそれがある時
- F 政治活動、宗教活動を目的とする時
- G その他、市長が不適切と認める内容

- ③講座が承認された場合、仙台市が市政だより等で講座開催を案内し、郵送、ファックスまたはEメールで申込を受け付けます。
- ④応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、申込者に受講決定の旨を連絡します。なお、開催日の14日前までに、受講申込者が5名に達しない場合は、講座の実施は中止とし、「オープンサロン講座開催中止連絡書(様式4)」を送付します。
- ⑤講座の実施後、仙台市が講師に6に定める謝礼金を支払います。

6. 謝礼基準

	講師区分		謝礼額	
仙台市企画講座	大学	教授	10,000円	
		准教授	8,000円	
		講師以下の職	7,000円	
	民間企業	役員	10,000円	
		管理職	8,000円	
		監督職以下の職	7,000円	
	学識経験者		10,000円	
	その他(NPO法人・任意団体等)		6,000円	
講師補助		1,000円		
オープンサロン講座	講師区分・個人/団体を問わず		講座一回あたり6,000円	

(備考)

1. 謝礼額算定時間は2時間を上限とし、1時間未満の端数時間については、30分以下のときは30分に切り上げ、30分を超えるときは1時間に切り上げる。30分単位の額は1時間あたり基準額の2分の1の額とする。
2. 実際の支払い額は、所得税分(10.21%)を控除し、消費税(10%)を加算した額となる(所得税控除は団体名義を除く)。
3. 交通費、資料作成費等の諸経費は謝礼額に含まれる。
4. 講座開催に際し、材料費等が発生する場合は、実費として妥当な額を講師が参加者から直接徴収することとする。